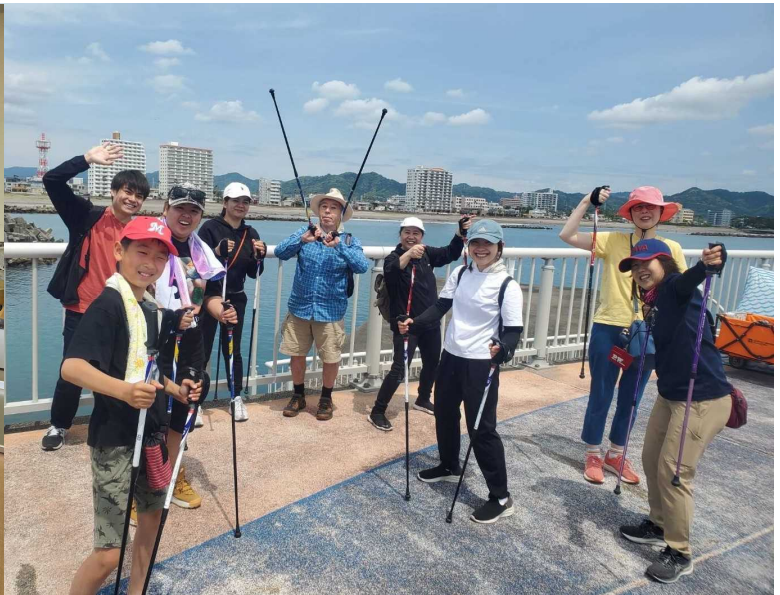




鴨川市国際交流協会 令和7年度定期総会資料

令和7年4月20日（日）
於：鴨川シーワールドホテル



目 次

議案第 1 号 令和 6 年度事業報告について	1
議案第 2 号 令和 6 年度収支決算報告について	3
議案第 3 号 令和 7 年度事業計画(案)について	6
議案第 4 号 令和 7 年度収支予算(案)について	9
鴨川市国際交流協会規約	11
鴨川市国際交流事業基金設置規程	14
鴨川市国際交流協会 Facebook 運用規程	15

令和6年度 事業報告

実施日		事業名	人数	場所等	事業内容
通年	毎週 水・木・ 金曜日	外国人のための 日本語教室 (日本語教室部会)	7名	市内3か所	外国人向け生活日本語教室 受講者は、21名 計102回
	毎週 金曜日	こども日本語教室 (多文化共生部会)	4名	中央公民館	外国にルーツのある子どもが対象 受講者は、7名 計43回
	毎月 第1・3 木曜日	Kamogawa Song Birds ～英語で歌おう～ (交流推進部会)	11名	中央公民館	英語の曲の練習 「White Christmas」、「Dancing Queen」、「Sukiyaki」、「Beauty and the Beast」 計23回
4月	15日	監査	2名	市役所	令和5年度事業報告・決算
	16日	第1回理事会	7名	市役所	令和6年度定期総会提出議案
	20日	インターナショナルモッタイ ナイフリーマーケット	2名	ハンガー エイト	協会PR出店(広報啓発事業)
	21日	定期総会	28名	鴨川 シーワールド ホテル	令和5年度事業報告・決算 令和6年度事業計画・予算
5月	26日	前原海岸で ポールウォーキング! (外国人交流事業)	12名	前原海岸	ポールウォーキングを通じて交流
6月	2日	第1回おしゃべりカフェ (多文化共生事業)	8名	中央公民館	ミニ講座「食中毒、熱中症」
7月	9日～ 31日	プリギ夫妻寄附金募集	-	-	法人・団体8団体、個人62名から寄 附 6,839ドルを8月19日に送金
	10日	多文化共生セミナー (多文化共生事業)	37名	市役所	(一財)ダイバーシティ研究所 田村太郎代表理事による講義 「外国人と共に生きるために」
	21日 ～30日	マニトワック市高校生 受入事業 (姉妹都市交流事業)	4名	鴨川市内	ホームステイ等を通して市民と交 流。日本の生活様式・文化を学んだ ほか、学校訪問や観光施設等を見 学
8月	6日	外国人との コミュニケーション講座 (多文化共生事業)	16名	コミュニティ センター小湊	「やさしい日本語」で外国人住民と の交流の方法を学ぶ。
10月	5日	災害時外国人 サポーター養成講座 (多文化共生事業)	25名	勝浦市役所	県、(公財)ちば国際コンベンション ビューロー、勝浦市、市と共催 災害時の外国人の困りごとと支援 方法を学ぶ。
		外国人のための防災教室 (多文化共生事業)	10名		県、(公財)ちば国際コンベンション ビューロー、勝浦市、市と共催 在住外国人に防災講座を実施
	20日	外国人のための 防災バスハイク (多文化共生部会)	24名	そなエリア 東京	市と共催 地震の疑似体験を通じて災害時の 行動と備えを学ぶ。

11月	2日	市防災訓練	1名	東条小学校	災害時の外国人支援の紹介 (広報啓発事業)
	24日	防災おしゃべりカフェ (多文化共生部会)	20名	鴨川令徳 高校	市と共催 ミニ講座「災害食の調理法と日頃の 備え」
12月	13日	日本語教室部会議	3名	市役所	令和7年度事業計画(案)
	19日	はじめてのそば打ち体験 (外国人交流事業)	6名	東条公民館	日本文化紹介「年越そば」 そば打ちを通して交流
	24日	シークレット・サンタ (姉妹都市交流事業)	30名	-	両会員同士がクリスマスプレゼント を交換
1月	14日	交流推進部会議	3名	中央公民館	令和7年度事業計画(案)
2月	1日	姉妹都市オンライン交流会 (姉妹都市交流事業)	11名	オンライン	日本文化紹介「節分と恵方巻」とグ ループトークで交流
	24日	第2回おしゃべりカフェ (多文化共生事業)	11名	観音寺	市と共催 ミニ講座「ひな祭り」
	25日	多文化共生部会議	3名	中央公民館	令和7年度事業計画(案)

1 令和6年度 収支決算書

(1) 収入の部

単位:円

科 目	予算額①	決算額②	比較 (②-①)	備 考
繰越金	471,545	471,545	0	令和5年度から
年会費	770,000	755,000	△ 15,000	個人195名 195,000 法人団体 56口 560,000
委託料	250,000	250,000	0	鴨川市青少年海外交流事業委託料
負担金	200,000	152,000	△ 48,000	総会後懇親会参加費 30,000 マ市高校生歓迎会参加費 118,000 イベント等参加費 4,000
補助金	660,000	660,000	0	市補助金(自治総合センター) 300,000 助成金((公財)中島記念国際交流財団) 360,000
寄附金	0	795,000	795,000	プリギ夫妻寄附金 795,000
雑収入	8,455	7,196	△ 1,259	預金利息等
合 計	2,360,000	3,090,741	730,741	

(2) 支出の部

単位:円

科 目	予算額①	決算額②	比較 (②-①)	備 考
姉妹都市 交流事業	275,000	1,596,102	1,321,102	【マニトワック市高校生受入】 359,209 報償費 記念品等 50,160 消耗品費 46,157 食糧費 歓迎会食材費 165,791 通信費 案内送料 21,041 保険料 6,200 使用料 会場使用料等 69,860 【青少年海外派遣】 交際費 祝金 180,000 【プリギ夫妻寄附金】 1,044,153 寄附金 1,000,000 役務費 振込手数料 44,153 【シークレット・サンタ】 12,740 通信費 案内送料 5,440 荷物送料 7,300
外国人 交流事業	60,000	17,466	△ 42,534	食糧費 9,164 使用料 調理用道具レンタル 6,500 通信費 案内送料 1,802
日本語教室 事業	100,000	36,000	△ 64,000	旅費 ボランティア交通費 36,000

多文化共生 事業	720,000	702,473	△ 17,527	【防災教室】 報償費 講師料 旅費 講師交通費 消耗品費 保険料 通信料 案内送料 役務費 振込手数料 使用料 バス借上料、会場使用料 【多文化共生】 報償費 講師料 旅費 講師交通費 講師宿泊費 消耗品費 通信費 案内送料 役務費 振込手数料 【おしゃべりカフェ】 消耗品費 通信費 案内送料 会場使用料 【こども日本語教室】 旅費 ボランティア交通費	<u>368,110</u> 110,000 11,260 77,213 5,184 4,803 440 159,210 <u>313,539</u> 165,000 35,880 13,095 15,014 84,000 550 <u>4,224</u> 1,964 260 2,000 <u>16,600</u>
広報啓発 事業	80,000	38,460	△ 41,540	【広報紙等の発行】 印刷製本費 通信費 広報誌送料	<u>38,460</u> 33,000 5,460
事務費	127,000	93,550	△ 33,450	交際費 市観光協会会費 会議費 消耗品費 通信費 総会資料等送料 会場使用料 租税公課 収入印紙	10,000 61,556 5,828 5,966 10,000 200
予備費	998,000	0	△ 998,000		
合計	2,360,000	2,484,051	124,051		

差引残高 収入3,090,741円 — 支出2,484,051円＝ 606,690円については、次年度に繰り越し

2 令和6年度 国際交流事業基金

単位：円

年度当初	当該年度中増減額	当該年度決算額
8,613,400	381	8,613,781

【当該年度中増減内訳】

預金利息(定期預金) 381 円

3 監 査 報 告

鴨川市国際交流協会規約第8条第4項の規定により、下記のとおり監査を実施しましたので報告します。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 実 施 日 時 | 令和7年4月9日（水） 午後4時から |
| 2 実 施 場 所 | 鴨川市役所4階404会議室 |
| 3 監 査 意 見 | 令和6年度鴨川市国際交流協会決算に対し、帳簿及び証憑書類を照合・監査の結果、いずれも適正に処理されており、決算書の金額が正確であることを確認する。 |

令和7年4月9日

鴨川市国際交流協会

会長 鈴木 健 史 様

鴨川市国際交流協会 監 事 小高 由加里

鴨川市国際交流協会 監 事 吉村 敦広

令和7年度 事業計画~~（案）~~

1 基本活動方針

市民を主体とした幅広い国際交流事業を推進し、国際親善と国際理解を深めるとともに、在住外国人との顔の見える関係を構築し、地域の国際化に寄与するため、次の事項を活動方針として定め、各種事業の推進を図ります。

また、会員が事業の企画・運営に関わり、会員や在住外国人のニーズに沿った事業を実施します。

- (1) 国際姉妹都市マニトワック市との交流を推進すること
- (2) 外国人との交流を推進すること
- (3) 外国人の日本語習得支援をすること
- (4) 市と連携し、多文化共生を推進すること
- (5) 協会事業の広報啓発をすること
- (6) 国際交流ボランティアの活用・派遣をすること
- (7) 国際協力を推進すること
- (8) その他、国際交流に関すること

2 事業内容

(1) 姉妹都市交流事業

①市民友好の翼（第9回）

日程 令和7年9月30日（火）から10月6日（月）まで

内容 姉妹都市提携30周年を記念し、鴨川市民及び協会員による訪問団を結成し、マニトワック市へ派遣する。

マニトワック市滞在中は、ホームステイや家庭訪問を通じて交流を図るほか、美術館や学校などの公共施設を訪問し、マニトワック市について学ぶ。

②マニトワック市高校生歓迎会

日程 令和7年7月22日（火）

内容 マニトワック市高校生を歓迎し、交流を深める。

＊鴨川市青少年海外交流事業（市教育委員会）

日程 令和7年7月21日（月・祝）から7月30日（水）まで

＊鴨川市青少年海外派遣事業（市教育委員会）

日程 令和7年7月30日（水）から8月9日（土）まで

③シークレット・サンタ

マニトワック市民とクリスマスプレゼントを交換し、交流を深める。

④姉妹都市オンライン交流会

マニトワック市民とオンラインで交流を深める。文化紹介はマニトワック市側が行う。

(2) 外国人交流事業（交流推進部会）

①イベントの開催（3回）

外国人と地域住民との相互理解・交流の機会を提供する。

②Kamogawa Song Birds（年間事業 毎月第1・3木曜日）

歌を通じて英語に親しむことを目的として開催する。

(3) 日本語教室事業（日本語教室部会）

外国人のための日本語教室（年間事業 毎週水、木、金曜日）

在住外国人を対象に、生活に必要な日本語の会話力向上及び生活習慣の習得を目的として開催する。

(4) 多文化共生事業（市と連携）

①おしゃべりカフェ（3回）

外国人が会員やほかの外国人とおしゃべりを通して、情報収集、友達づくりのきっかけの場を設ける。ミニ講座で、日本の制度や生活に関する情報を提供する。

②こども日本語教室（年間事業 毎週金曜日）

外国にルーツのある子どもの日本語取得及び学習支援を目的として開催する。

③外国人のための防災ハイク（助成事業）

外国人を対象に市の防災体験会に参加し、災害時の正しい行動を学ぶ。

④災害時外国人サポーター養成講座（助成事業）

会員を含む市民を対象に、災害時の外国人支援について学ぶ。

(5) 広報啓発事業

①広報誌等の発行

②イベント等へ出展し、協会及び協会事業をPRする。

③会員増強に向けた広報に取り組む。

(6) 国際交流ボランティア事業

国際交流ボランティア（語学・文化・ホームステイ）、災害時外国人サポーターの育成及び活用

令和7年度 事業計画表(案)

実施日		事業名	部会	場所
5～3月	毎週 水・木・ 金曜日	外国人のための日本語教室	日本語教室	コミュニティセンター小湊 田原公民館 中央公民館
5～3月	毎週 金曜日	こども日本語教室	多文化共生	中央公民館
5～3月	毎月 第1・3 木曜日	Kamogawa Song Birds ～英語で歌おう～	交流推進	中央公民館
5～3月	随時	国際交流ボランティアの派遣		
4月	9日	定期監査		市役所
	14日	第1回理事会		市役所
	20日	定期総会		鴨川シーワールドホテル
5月	25日	海を見ながらポールウォーキング	交流推進	前原横渚海岸
6月		おしゃべりカフェ①	多文化共生	亀田医療大学
7月	下旬	マニトワック市高校生歓迎会		アンティークホテル ら・みらどーる
8月		おしゃべりカフェ②	多文化共生	中央公民館
9月30日 ～10月6日		第9回市民友好の翼		マニトワック市
11月	上旬	外国人のための防災ハイク	多文化共生	江見小学校
	9日	イングリッシュティーパーティー	交流推進	主催者自宅
	29日	災害時外国人サポーター養成講座	多文化共生	安房医療福祉専門学校 南房総校(南房総市)
	下旬	シークレット・サンタ		
12月	17日	そば打ち体験	交流推進	中央公民館
2月	上旬	姉妹都市オンライン交流会		オンライン
	下旬	おしゃべりカフェ③	多文化共生	観音寺

1 令和7年度 収支予算書(案)

(1) 収入の部

単位:円

科 目	本年度 予算額①	前年度 決算額②	比較 (①－②)	備 考
繰越金	606,690	471,545	135,145	令和6年度から
年会費	750,000	755,000	△ 5,000	個人200名 200,000 法人団体 55口 550,000
委託料	0	250,000	△ 250,000	
負担金	95,000	152,000	△ 57,000	総会後懇親会参加費 30,000 マ市高校生歓迎会参加費 60,000 イベント等参加費 5,000
補助金	412,000	660,000	△ 248,000	助成金((公財)中島記念国際交流財団)
寄附金	0	795,000	△ 795,000	
雑収入	6,310	7,196	△ 886	預金利息
繰入金	2,000,000	0	2,000,000	基金から
合 計	3,870,000	3,090,741	779,259	

(2) 支出の部

単位:円

科 目	本年度 予算額①	前年度 決算額②	比較 (①－②)	備 考
姉妹都市 交流事業	2,490,000	1,596,102	893,898	【市民友好の翼】 2,300,000 報償費 50,000 旅費 840,000 食糧費 250,000 消耗品費 10,000 負担金 750,000 使用料 バス借上料 400,000 【マニトワック市高校生歓迎会】 160,000 消耗品費 40,000 食糧費 歓迎会食材費 60,000 通信費 案内送料 10,000 使用料 会場使用料 50,000 【シークレット・サンタ】 30,000 通信費 案内送料 10,000 荷物送料 20,000
外国人 交流事業	70,000	17,466	52,534	食糧費 30,000 使用料 10,000 通信費 案内送料 30,000
日本語教室 事業	80,000	36,000	44,000	旅費 ボランティア交通費 70,000 図書購入費 5,000 印刷製本費 コピー代 5,000

多文化共生 事業	490,000	702,473	△ 212,473	【災害時外国人支援】 <u>412,000</u> 報償費 176,000 旅費 講師交通費等 70,000 消耗品費 116,000 郵便料 27,000 振込手数料 1,000 会場使用料 22,000 【おしゃべりカフェ】 <u>48,000</u> 消耗品費 5,000 食糧費 5,000 会場使用料 10,000 通信費 案内送料 28,000 【こども日本語教室】 <u>30,000</u> 消耗品費 10,000 旅費 ボランティア交通費 20,000
広報啓発 事業	68,000	38,460	29,540	【広報紙等の発行】 <u>58,000</u> 印刷製本費 33,000 通信費 広報誌送料 25,000 【イベントへの出展】 <u>10,000</u> 消耗品費 5,000 会場使用料 5,000
事務費	110,000	93,550	16,450	交際費 市観光協会会費 10,000 会議費 70,000 消耗品費 10,000 通信費 総会資料等送料 10,000 会場使用料 10,000
予備費	562,000	0	562,000	
合計	3,870,000	2,484,051	1,385,949	

2 令和7年度 国際交流事業基金(案)

単位:円

年度当初	当該年度中増減額	当該年度決算額
8,613,781	△ 1,998,781	6,615,000

【当該年度中増減内訳】

預金利息(定期預金) 1,219 円
操出金 2,000,000 円

鴨 川 市 国 際 交 流 協 会 規 約

(名称)

第1条 本会は、鴨川市国際交流協会（以下「協会」という。略称「KIRA 英文名 KAMOGAWA INTERNATIONAL RELATIONS ASSOCIATION）と称する。

(目的)

第2条 協会は、市民を主体とした幅広い国際交流事業を推進し、諸外国との友好親善の推進に努めるとともに、在住外国人との相互理解を深め、地域の国際化に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国際交流に関する事業の実施
- (2) 国際交流に関する情報及び資料の収集
- (3) 国際交流に関する情報の提供
- (4) 国際交流に関する諸団体との連絡調整
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 協会は、第2条の目的に賛同する次に掲げる会員をもって組織する。

- (1) 団体会員
- (2) 法人会員
- (3) 個人会員

2 会員の資格は、第18条に規定する会費を納入した日に取得する。

3 会員は、次の各号のいずれか一に該当するときは、その資格を失う。

- (1) 会費を納付しないとき。
- (2) 協会の名誉を著しく傷つけ、又は公序良俗に反する行為を行ったと理事会が認めるとき。

(役員)

第5条 協会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理 事 15名以内
- (4) 監 事 2名

(役員を選任及び承認)

第6条 会長、副会長は、理事の中から互選し、総会の承認を得るものとする。

2 理事及び監事は、総会において会員の中から選出する。

(役員任期)

第7条 役員任期は総会において選出された日の翌日から2年とする。ただし再任を妨げない。補欠により役員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員任期満了後も次の役員が選出されるまで期間がある場合は、従前の役員が

その職務を行うものとする。

(役員の職務)

第8条 会長は、本協会を代表し、会務を総括し諸会議を招集する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 理事は、協会に関する事項を審議し、協会の職務を推進する。

4 監事は、協会の事業及び会計を監査する。

(名誉会長及び顧問)

第9条 協会に名誉会長及び顧問を置くことができる。

(会議)

第10条 協会の会議は、総会及び理事会とし、会長が各会議の議長となる。

(総会)

第11条 総会は、年1回会長が招集する。ただし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

2 総会において決議、又は承認する事項は次のとおりとする。

(1) 予算及び決算に関すること。

(2) 事業計画及び事業報告に関すること。

(3) 規約の制定及び変更に関すること。ただし、一部変更の場合であって、その変更に係る事項が軽微なものとして理事会が認めるものを除く。

(4) 役員の選出に関すること。

(5) その他、会長が必要と認めた事項

3 第1項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があると認めるときは、理事会の承認を得て、総会の開催に代えて書面による議決により前項に規定する事項について決議又は承認を得ることができる。

(理事会)

第12条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、会長が必要に応じて招集する。

2 理事会において審議する事項は、次のとおりとする。

(1) 協会の運営に関すること。

(2) 総会の開催及び付議事項等に関すること。

(3) その他、会長が必要と認めた事項に関すること。

(付属機関)

第13条 会長は、協会の主要な事業を円滑に推進するために部会を設けることができる。

(議決)

第14条 会議の議決は、出席者の過半数をもって決する。ただし、賛否同数の場合は、議長が決する。

2 第11条第3項の規定により書面による議決を行う場合は、提出された書面の過半数を持って決する。ただし、賛否同数の場合は、議長が決する。

(事務局)

第 15 条 協会の事務を処理するため、事務局を鴨川市横渚 1450 番地、鴨川市役所 市民福祉部市民生活課内に置く。

(経費)

第 16 条 協会の経費は、次の収入をもってあてる。

- (1) 会費
- (2) 補助金
- (3) 寄附金
- (4) その他の収入

(特別会計)

第 17 条 協会は、特別会計を設けることができる。

(会費)

第 18 条 協会の会費は、年会費として次の会費を、年度の始めに別に定める方法により納入しなければならない。

- (1) 団体会員・法人会員 年額・1 口 10,000 円
- (2) 個人会員 年額・1 口 1,000 円

(会計年度)

第 19 条 協会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

(委任)

第 20 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 18 年 5 月 14 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規約は、平成 20 年 4 月 18 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規約は、平成 21 年 5 月 17 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規約は、平成 22 年 5 月 9 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 23 年 4 月 22 日から施行し、平成 22 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この規約は、平成 24 年 4 月 25 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 30 年 5 月 13 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規約は、令和 2 年 4 月 23 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 4 年 4 月 12 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

鴨川市国際交流事業基金設置規程

(設 置)

第1条 鴨川市国際交流協会（以下「協会」という。）は、姉妹都市交流事業及び記念事業など特別な事業の実施に対応し、地域の国際化の推進及び市民レベルの国際交流活動の発展に寄与するため、鴨川市国際交流事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基 金)

第2条 基金は、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

(管 理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

(処 分)

第4条 基金は、第1条に規定する事業の実施に必要な財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(事 務)

第5条 基金の事務は、協会の事務局がこれにあたる。

(会 計)

第6条 基金の会計は、協会の特別会計をもって処理し、毎年4月1日から始まり翌年3月31日をもって終わる。

(委 任)

第7条 この規程に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は平成9年6月26日から施行し、平成9年4月1日より適用する。

鴨川市国際交流協会 Facebook 運用規程

(運用方針)

第1条 鴨川市国際交流協会（以下「協会」という。）が運用する Facebook の運用方針（以下「運用方針」という。）を次のとおり定めます。この運用方針は、協会の Facebook を利用するすべての方（以下「利用者」という。）に適用されます。内容を確認し、同意いただいた上でご利用ください。

(目的及び掲載内容)

第2条 協会だよりや事業案内では広報しきれない、国際交流イベント、姉妹都市情報などの発信を行います。また、鴨川市国際交流協会の会員（以下「協会員」という）協会員同士の国際交流関係の情報収集、交流の場として情報提供を行うことができます。

(利用者)

第3条 利用者は、協会員及びマニトワック市国際交流協会会長が推薦した外国人とします。

(事務局からの投稿)

第4条 原則として、平日の8時30分から午後5時15分までの間に、不定期に投稿します。なお、この時間外にも必要に応じて投稿する場合があります。

(禁止事項)

第5条 利用者は、協会が運用する Facebook にコメント等を投稿するにあたり、次に掲げる行為をしてはならないものとします。禁止事項に該当すると協会が判断した場合は、利用者に事前に何ら通知することなく、投稿の削除その他の必要な措置をとることができるものとします。

- (1) 法律、法令等に違反する内容、または違反するおそれがある内容
- (2) 公序良俗に反する内容
- (3) 掲載内容に対して著しくかい離する内容
- (4) 協会、他の利用者又は第三者を誹謗中傷し、もしくは名誉又は信用を傷つける内容
- (5) 政治活動、選挙活動、宗教活動又はこれらに類似する内容
- (6) 違法な情報やわいせつな内容
- (7) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とした内容（ウェブサイトの紹介等も含む）

- (8) 協会、他の利用者又は第三者の著作権、商標権、肖像権等の知的財産権を侵害する恐れのある内容
- (9) 他の利用者又は第三者に関して、住所、電話番号、E メールアドレス等の個人情報 を特定、開示、漏洩する等の個人プライバシーを侵害する内容
- (10) 他者に成りすますなど虚偽や事実と異なる情報及び正否の確認ができない噂等の内容
- (11) 有害なプログラム等を送信することにより、通信機器の機能を妨害し、情報を引き出し、又は他者のアクセスを妨害することを目的とした内容
- (12) 協会、他の利用者又は第三者に不利益を与える内容
- (13) その他運用管理者が不相当と判断した内容
(知的財産権の帰属)

第 6 条 掲載している個々の情報（文章、写真、及びイラスト等）に関する知的財産権は、協会以外の原著作者に帰属します。

- 2 掲載内容について、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合及び **Facebook** で「シェア」機能を使用するなど、転載の対象となる内容を改編せず、また出所を明記する場合を除き、無断で複製及び転載することはできません。

(コメント、シェア等)

第 7 条 協会 **Facebook** では、事務局は、情報発信のみを行います。ただし、政府機関や地方公共団体、公共性の高い団体、市や市の事業に関連する団体等の **Facebook** ページ、ブログ等については、必要に応じて行うことがあります。

(個人情報に関する取り扱い)

第 8 条 **Facebook** を通じて協会が取得した個人情報については、「鴨川市個人情報保護条例」に基づき、適切に取り扱います。

(委 任)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、**Facebook** の管理に関し必要な事項は、会長が別に定めます。

適用

この運用方針は平成 27 年 1 月 29 日から適用します。